

警視庁告示第 120 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

警視総監 筒井洋樹

記

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 6 月 2 日 午前 9 時 30 分 開始

2 意見の聴取の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 意見の聴取会場

警視庁告示第 121 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

警視総監 筒井洋樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 2 日 午前 9 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場

警視庁告示第 122 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の3の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同条第7項において準用する同法第104条の2第2項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 5 月 25 日

警視総監 筒井洋樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 6 月 2 日 午前 9 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場